

新吉田第四住宅地区建築協定書

(目 的)

第1条 この協定は、第7条に定める区域内における建築物の敷地、用途、形態を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(名 称)

第3条 この協定は新吉田第四住宅地区建築協定（以下「協定」という）と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、第7条に定める協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

(協定の変更)

第5条 第7条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者の措置を変更しようとする場合において、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第 6 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合において、その過半数の合意をもってその旨を定めこれを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第 7 条 この協定の区域は次のとおりとする。

1. 住宅^尾専用及び医院併用住宅地域

横浜市港北区新吉田町 ~~3197-2番~~。同 ~~3199-2番~~
司 3285-1番から~~9番~~³まで。同 3359-~~2番~~から28番まで。
司 3359-32番から34番まで。同 3359-37番から39番まで。
司 3359-41番から46番まで。同 3359-48番から~~64番~~^{50番まで、同3359-52番から}まで。
同 3359-66番から69番まで。同 3359-73番から~~78番~~^{75番まで、同3359-77番から}まで。
同 3359-80番から82番まで。同 3382-5番。同 3382-7番
から10番まで。同 3382-12番から14番まで。同 3392-1番
から12番まで。^(3392-3番除く)同 3392-16番から22番まで。同 3392-29番。
同 3392-32番から43番まで。^{より33番まで、同3392-36番}同 3396-7番。9番。
同 3396-21番から26番まで。同 3396-35番から~~54番~~^{42番まで、同3396-44番から}まで。
同 3415-3番。同 3415-7番から~~23番~~^{7番まで、同3415-11番から}まで。同 3415-27番、
から29番まで。同 3415-35番から43番まで。同 3415-45番
から49番まで。同 3448-1番。同 3448-3番から10番まで。
同 3448-13番から21番まで。同 3448-24番から37番まで。
同 3448-39番から45番まで。同 3486-2番から10番まで。

同3486-12番。13番。同3486-15番から24番まで。

同3493-4番から6番まで。同3499-11番。同5524-3番
⁷ 同5524-9番。同5524-11番から20番まで。
 から20番まで。同5524-25番から29番まで。同5524-31番
 から35番まで。同5524-37番から39番まで。同5524-41番。
⁵⁶ 同5524-58番から75番まで。
 同5524-43番から75番まで。同5524-77番から79番まで。

同5524-81番，82番。同5524-84番から88番まで。

同5524-104番，107番。同5530-30番。同5536-6番。

同5562-2番から4番まで。同5564-3番，4番。

同5573-1番，3番，4番。同5728-9番。

307
 以上 ~~329~~ 区画

住居専用及び
 2. 店舗併用住宅地域

横浜市港北区新吉田町 ~~3381~~ 5番。

同3381-13番から⁷18番まで。同3382-6番。同3392-14番，
 15番。同3396-15番。同3396-27番，30番，31番。33番。

13
 以上 ~~15~~ 区画
~~35~~
 総計 ~~344~~ 区画
 320

(建築物に関する基準)

第8条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、用途、形態は
 次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 前条第1項に定める区域の建築物は一戸建とし、住居専
 用もしくは医院併用住宅とする。
- (2) 前条第2項に定める区域の建築物は店舗併用住宅とする。
^{住居専用もしくは}
- (3) 地階を除く階数は2以下とすること。

- (4) 地盤面からの高さは9メートル、軒の高さは6.5メートルをそれぞれこえないものとする。
- (5) 第7条第1項に定める協定区域の住宅（附属建築物を含む）の建築面積は^{敷地面積の}10分の5をこえないものとする。
- (6) 敷地の最小面積は132平方メートルとする。
ただし認可時点で最小敷地面積以下の敷地についてはこの限りでない。
- (7) 公益上必要な建物で運営委員会が承認し横浜市長が認めたものについては第8条の規定を適用しない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から第6条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。ただし違反者の措置に対しては、期間満了後も、なお効力を有するものとする。

（効力の継承）

第10条 この協定の認可公告のあった日以後において本協定区域内の土地の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

（違反者の措置）

第11条 第8条に定める基準に違反した者があった場合、第14条に定める委員長（以下「委員長」という。）は、第13条に定める協定運営委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して、工事の施行停止を請求し、かつ文書をもって相

当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第12条 前条第1項に基く請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないとき、委員長は第13条の委員会の決定に基づき、その強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第13条 この協定の運営に関する事項を処理するため協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は、本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
3. 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

(役 員)

第14条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 1名

- (2) 副 委 員 長 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 委 員 5 名

- 2. 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 3. 副委員長及び会計は委員のなかから委員長が委嘱する。
- 4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代行する。
- 5. 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

(補 則)

第15条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。